

申 込 資 格

市営住宅に申し込まれる方は、次の①～⑦のすべての項目に該当している必要があります。

① 同居又は同居しようとする親族のある方

- ・親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方及び婚約者も含まれます。ただし、内縁関係の方については、戸籍謄本で他に婚姻関係のないことを確認するとともに、証明できるものの提出を求める場合があります。
- ・婚約者の方については、挙式または入籍が入居申込日から2か月以内の方に限ります。
- ・家族を不自然に分割しての申し込みは認められません。

② 現在、住宅に困窮しておられる方

- ・持ち家(自宅)のある方、又は市営住宅等の公的住宅、会社の社宅・寮に入居されている方は原則として申し込みはできません。

③ 市内に住所又は勤務場所を有する方

④ 入居資格収入基準に合致される方

- ・月額所得が158,000円以下の世帯であること。
- ・高齢者、身体障害者等の世帯は、月額所得が214,000円以下の世帯であること。

※「高齢者、身体障害者等の世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯です。

(月額所得については、「月収額の計算方法」を参照してください)

(1) 入居者が60歳以上で、かつ、同居者全員が60歳以上又は18歳未満である世帯

(2) 入居者又は同居者に次のア～クまでのいずれかに該当する方が含まれる場合

ア. 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害がある方

イ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に基づく精神障害の程度が1～2級に該当する方

ウ. 障害の程度が中度以上の知的障害者の方

エ. 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第6項症まで、又は第1款症の障害がある方

オ. 原爆被害者で厚生労働大臣の認定を受けている方

カ. 海外から引き揚げた5年未満の方

キ. 国立ハンセン病療養所等に入所していた方

ク. 小学校就学始期に達するまでの方(県営住宅は中学校卒業までの方)

⑤ 市税の滞納のない方

- ・入居予定者全員が市税を完納している必要があります。

⑥ 暴力団員ではないこと

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員は申し込みできません。

⑦ その他

- ・多額の現金、預貯金、有価証券等の資産を保有されている方は原則として申し込みできません。
- ・過去に家賃の滞納等を理由として、強制執行等により公営住宅を退去した方、過去に不正な使用(不正入居、故意による住宅毀損等)があった方は原則として申し込みできません。
- ・動物の飼育など、迷惑行為は禁止です。

※ 住宅困窮・所得等について必要に応じて勤務先・関係機関等で事実の調査をすることがあります。

※ 申込期間 令和8年10月16日(金曜日)～令和8年10月30日(金曜日)

(平日の午前9時00分～午後4時30分)

- ◎ 市営住宅の中には、単身でも入居可能な住宅もあります。単身入居可能住宅への申し込みには、申込資格の②～⑦に該当し、かつ、次のア～クまでのいずれかに該当していることが必要です。
(ただし、身体上又は精神上著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、かつ、住宅においてこれを受けることができない、又は困難であると判断された方は除かれます。)
また、申込みにあたっては、別途必要とする書類の提出を求める場合があります。
- ア. 60 歳以上の方
- イ. 身体障害者等・・・・・・障害者手帳の交付を受け、身体 1～4 級、精神 1～3 級まで
知的障害の場合は、精神と同程度の障害のある方
- ウ. 戦傷病者・・・・・・戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の障害のある方
- エ. 原爆被爆者・・・・・・厚生労働大臣の認定を受けている方
- オ. 生活保護受給者・・・・・・現在生活保護を受給中の方
- カ. 海外引揚者・・・・・・海外から引き揚げて 5 年未満の方
- キ. 国立ハンセン病療養所等に入所していた方
- ク. DV被害者の方・・・・・・詳細はお尋ねください
- ※ 住宅の規模等により単身入居申込可能な住宅は限られています。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

※ 単身での入居の際には、身元引受人の選任および届け出が必要になります。

- ◎ 「優先入居該当世帯」について
- (1) 寡婦 申込者が寡婦であって、20 歳未満の子を扶養する者であること。
- (2) 老人 申込者が 60 歳以上で、その世帯において、生計上主たる収入を得ており、同居の親族が次のいずれかに該当する者のみであること。(単身者は該当しない)
- ア 配偶者
- イ 18 歳未満の児童
- ウ 重度又は中度の身体障害者若しくは知的障害者等の精神的障害を有する者
- エ 60 歳以上の者
- (3) 身体障害者 申込者が、その世帯において生計上主たる収入を得ており、かつ、次のいずれかに該当する者であること。
- ア 戦傷病者にあつては、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 4 級以上の障害があり、かつ、福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されている者
- (4) DV被害者・犯罪被害者等 詳細はお尋ねください
- 優先入居該当者は、同一団地・区分において、募集戸数が 5 戸以上の場合、5 戸につき 1 戸を優先入居の対象とし、該当者を入居させるものとする。該当者が対象戸数を超えるときは抽選により入居者を決定する。この場合における落選者は、条例第 9 条第 3 項の規定による抽選該当者になる。

注 意 事 項

- ① 申込みは 1 世帯 1 団地に限ります。
- ② 申込書提出後は記載事項の変更はできません。また、婚約中で申し込んだ後、婚約者が変わったり、婚約を破棄した場合は、申し込みが無効になります。
- ③ 申込書提出後は、出生、死亡以外の理由による家族の増減はできません。なお、家族数の増減により入居資格収入基準に合致しなくなった場合、申し込みは無効となります。

問い合わせ先 笠岡市役所 都市計画課
電話(0865)-69-2140

入居申込提出書類

(1) 市営住宅入居申込書（様式第1号）

(2) 次表の区分により次の関係必要書類を持参してください。（◎は必ず、その他は該当者のみ）

必要書類	① 住民票 謄本	② 所得 証明書	③ 完納 証明書	④ 健康保険 被保険者 証等の写し	その他 該当者 のみ (⑤～⑪)
入居者					
給与所得者	◎	◎	◎	◎	
事業所得者	◎	◎	◎	◎	
現在、無職の方	◎	◎	◎	◎	

① 住民票謄本（世帯全員の続柄が明記してあるもの）

入居予定者の“世帯全員の住民票”（婚約中の方の場合は双方の世帯全員の住民票）

② 所得証明書（その年の1月1日に住民票を置いていた市で発行されます）

・給与所得者の場合・・・・・・・・市町村役場で証明を受けてください。

・事業所得者の場合・・・・・・・・市町村役場又は税務署で証明を受けてください。

③ 入居者全員の証明が必要です。（無職で収入のない方、学生も含む）

③ 完納証明書（入居予定者全員）

市町村税の滞納がないことの証明書

④ 年度中に転居された方等、前住所地の納税証明と笠岡市の納税証明書をそれぞれ提出して頂く場合があります。（詳しくは窓口でお尋ねください）

④ 健康保険被保険者証または資格確認書の写し（入居予定者全員）

政府管掌健康保険、組合健康保険、各種共済組合等の保険証の写しを提出してください。

マイナンバーカードと紐付けをしている場合は、マイナポータルで確認できる「資格情報」のコピーまたは資格確認書のコピーを提出してください。

⑤ 給与支給証明書（今年分）

今年の1月2日以降に現在の勤務先に就職した場合

⑥ 退職(予定)証明書

入居予定者で所得証明書には所得はあるが、現在退職（または退職予定）して所得がなくなった方がある場合、勤務先で証明を受けてください。

⑦ 婚約証明書

現在婚約中の方は婚約証明書(市の様式)に記入の上、提出してください。

⑧ パートナースhip・ファミリーシhip宣誓書受領証明書又はカードの写し

⑨ 生活保護を受給中の方は福祉事務所の発行する証明書を提出してください。

⑩ 特別控除対象者がいる場合は、それを証する書類(身体障害者手帳又は証明書等)

⑪ その他特に必要とする書類

（市外在住かつ笠岡に在勤する方は、在職証明書、固定資産の評価証明書、名寄帳又は納税通知書のいずれかを提出してください。固定資産がない場合は無資産証明書を提出してください。また、市内外在住にかかわらず、不動産所得がある方については、納税通知書等を提出してください。）

月収額の計算方法

ここでは「収入」とは税込み総収入をいい、「所得」とは総収入額から税法上認められた必要経費等を控除した後の金額をいいます。

ア. 入居する家族(婚約者を含む)に所得のある者が2人以上いる場合は、それぞれの所得を計算した後に所得金額を合算します。

イ. 次のような収入は、月収額計算の際「雑所得」として扱います。

国民(老令)年金、厚生(老令)年金、恩給、各種共済年金等

ウ. 次のような収入は、「所得」とは認められません。

生活保護の扶助料、雇用保険及び労災保険の各種給付金、遺族年金及び障害年金、仕送り等

エ. 中途就職者の場合は、次の算式により、年間総収入金額を推定してください。

$$\text{推定年間総収入金額} = \frac{\text{総収入金額}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{月} \quad (+\text{賞与})$$

オ. 事業所得者で事業開始後1年未満の場合は、次の算式により、年間総所得金額を推定してください。

$$\text{推定年間総所得金額} = \frac{\text{総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 \text{月}$$

カ. 所得者が1人で、かつ、特別控除対象者(特定扶養親族、老人配偶者、老人扶養親族、寡婦、障害者、特別障害者)がいない場合、給与所得者については収入基準早見表Aを、また、事業所得者については同Bを参照してください。

〈収入基準早見表〉

A (給与所得者が1人で特別控除対象者がいない場合)

(単位 円)

収入基準		本人のみ	扶 養 人 数				
			1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
月額所得 158,000 以 下	年 間 総収入 (上限)	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999

B (事業所得者が1人で特別控除対象者がいない場合)

(単位 円)

収入基準		本人のみ	扶 養 人 数				
			1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
月額所得 158,000 以 下	年 間 総所得 (上限)	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011

※ 申込世帯の中で所得のある方が2人以上おられる場合、特別控除対象者がおられる場合等は上記早見表の上限額とは異なりますので、都市計画課までお問い合わせください。

※ また、高齢者、障害者等の世帯の方については、入居収入基準は、214,000円以下となります。